

求める考え方にに基づき設定しているもので、サービス利用の自己負担の上限額を四万二百円とし、所得の低い方については、より低い上限を設定しています。

さらに収入に応じた個別対応として、資産が三百五十万円以下の方の月収が六万六千円以下であれば負担はゼロにする（超えた場合は超えた収入の半分を上限額に）、もしくは社会福祉法人のサービスを受ける場合はサービス利用の上限額を半額にする（資産が三百五十万円以下の場合）などとなっています。

しかし、サービス利用の原則一割の場合、例えば身体障害者のほとんどが対象者と言われている市町村民税非課税世帯Ⅱ（障害基礎年金一級を含めて概ね八十万から三百万以下の年収）の方が、低所得世帯として設定されている月額の二万四千六百円を負担をするとは、障害者基礎年金等が概ねの収入源である重度障害者ほど、各種サービスによる支援が必要となるため、その負担が大きいのしかかる状況になります。

例えば、自立に向けた日常生活の中に、介助者がいて成り立つ日常生活の場面がありますが、今後は「各種障害福祉サービス」を利用することで応益分の負担が求め

られ、それが自立支援につながるという考え方について、障害当事者などからは疑問の声があがっています。

次に支給決定の方法については、全国共通の調査項目によるアセスメントにより一次判定がされ、介護給付を必要とする場合は、市町村審査会等により障害程度区分が認定されることになり、サービス利用の種類や利用頻度が決定されます。

公費負担医療については、医療費のみの負担（精神通院医療）と所得のみの負担（更生医療・育成医療）を医療費と所得の双方に着目した負担の仕組みに統合され、原則は定率一割の負担となります（所得の低い方は負担額の上限設定あり）。これにより、例えば精神疾患の方に適用されている負担額（現在は医療費の九十五％を国が負担し、患者本人の負担は五％）が一律化されることとなります。

また給付対象に障害児も加えられ、今まで児童福祉法に定められた障害児の制度が、大人（者）と一緒にになり、一例として、医療費補助の「育成医療」制度が「自立支援医療」として、原則、医療費に応じた額の一分負担となります。重症心臓病等で幼児期より医療との関わりが不可欠な場合、医療費に

応じた負担額が生じ、更には病院への付き添い等、生活上の負担も大きくなる恐れがあります。

福祉施設関係者は

本会、施設部会障害福祉施設協議会の本谷守会長（湘南希望の郷ケアセンター所長、藤沢市）は、「法が成立したことで、今後は年齢層や個々の障害への対応等、きめ細やかな福祉施設のサービス提供のあり方が問われます。神奈川県は福祉の先進県といわれるような努力の積み重ねにより、

今までも福祉施設サービスを担ってきた経緯があり、これからも関係者が一体となり、あらためて本県らしい障害福祉のブランドデザインを描くことの必要性を感じます。また、既存の社会資源を生かしながら拠点としての民間社会福祉施設間のネットワークによって、障害を持った方の自立にむけた支援体制ができるよう関係者に働きかけをしていきます」と話されました。

このようなことから、福祉施設は、福祉サービスを利用する方々に対する利用者負担を軽減するための減

免制度の拡大などを含め、健全な施設サービスができるよう検討をしていく必要があります。

なお、現行の障害種別ごとの事業体系についても見直しがされ、日中活動と生活の場の分離を目指すとしています。（資料2）

※この「特集」は、平成十七年十月末時点の厚生労働省資料を基に編集しましたが、今後、用語等については変更される可能性があります。また政省令は十二月以降交付される予定です。（企画課）

施設・事業体系の見直し (資料2)

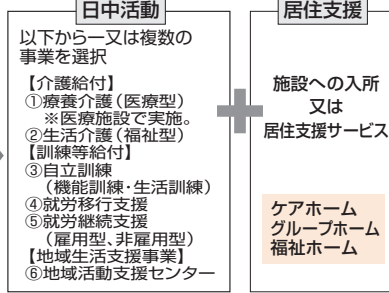
- 障害者の状態やニーズに応じた適切な支援が効率的に行われるよう、障害種別ごとに分立した33種類の既存施設。事業体系を、6つの日中活動に再編。
- ・「地域生活支援」、「就労支援」といった新たな課題に対応するため、新しい事業を制度化。
- ・24時間を通じた施設での生活から、地域と交わる暮らしへ（日中活動の場と生活の場の分離）。
- ・入所期間の長期化など、本来の施設機能と利用者の実態の乖離を解消。このため、1人1人の利用者に対し、身近なところで効果的・効率的にサービスを提供できる仕組みを構築。

〈現行〉

- 重症心身障害児施設（年齢超過児）
- 進行性筋萎縮症療養等給付事業
- 身体障害者療護施設
- 更生施設（身体・知的）
- 授産施設（身体・知的・精神）
- 小規模授産施設（身体・知的・精神）
- 福祉工場（身体・知的・精神）
- 精神障害者生活訓練施設
- 精神障害者地域生活支援センター（デイサービス部分）
- 障害者デイサービス

新体系へ移行(※)

〈見直し後〉



※概ね5年程度の経過措置期間内に移行